

「ふるさと納税」の法規制

「ふるさと納税」についての、新たな規制ルールが実施されます。

ふるさと納税は「納税」という名称ではあっても、制度上の実態は「寄付」であり、任意の自治体に寄付をして、その寄付金額を居住している地方自治体へ申告することで収める税金を一定額まで控除できるというものです。

《新たな法規制は 6 月 1 日から》

2019 年度の税制改正大綱では、この制度の対象となる自治体を総務大臣による指定制に改めることとし、その条件として

- ①返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
- ②返礼品を地場産品とすること

としています。

この新たな法規制では、自治体がこれらの基準に適合しない返礼品を送ったときは、総務大臣はその指定を取り消すことができると盛り込まれており、指定が取り消されると寄付をした人は「ふるさと納税」の優遇措置を受けられなくなるため、純然たる寄付となってしまいます。この改正は今年 6 月 1 日以後に行われる寄付について適用されます。

法規制が実施される 6 月に向けて駆け込み寄付が増えそうですが、すでに多くの自治体では高額返礼品の見直しを進めているため、お得な返礼品は少なくなりつつあるようです。